

林野火災を防ぐために日高中部消防組合

火災予防条例が改正されました。



施行日：令和 8 年 1 月 1 日

改正の背景

令和 7 年 2 月から 3 月

にかけて、大船渡市をはじめ全国で大規模な林野火災が相次ぎました。こ



れを受け、総務省消防庁の検討会報告書に基づき火災予防条例が改正されました。本改正は、「林野火災予防の実効性を高める」との提言を踏まえ、注意報や警報の発令体制を強化するものです。

改正の主な内容

◎林野火災に関する「注意報」と「警報」の創設

気象条件などから林野火災の危険が高まったとき、危険度に応じて林野火災注意報または林野火災警報が発令されます。



● 林野火災注意報(新設)

- ・ 努力義務：できる限り火の使用を控えてください

- 対象区域が指定される場合があります
- 罰則はありません

● 林野火災警報(新設)

- 義務：条例で定められた火の使用は行わないでください
- 対象区域が指定されます(原則、日高中部消防組合管轄全域です。)
- 違反すると消防法に基づき、罰則の対象となることがあります。

○ 注意報・警報発令中の行動制限



発令中は、条例第29条各号に基づき、以下の行為が制限されます。

禁止事項	具体例
山林・原野での火入れ	野焼き、畑の草焼き など
花火の使用	手持ち花火、打ち上げ花火 など
屋外での火遊び・たき火	たき火、キャンプファイヤー など
可燃物の近くでの喫煙	枯草・木材・燃料のそばでのタバコ など
山林周辺での喫煙	組合区域全域の山林・原野周辺
火の完全消火	タバコの吸い殻、灰、火の粉の確実な始末

火気厳禁！林野火災を防ごう



山林・原野での火入れ(野焼き)



花火の使用



屋外でのたき火・火遊び



燃えやすい物の近くでの喫煙



山林周辺での喫煙



吸い殻、残り火の放置(後始末徹底)

注意報・警報の発令をお知らせします

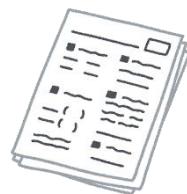
おらせ

注意報・警報が発令された際には、以下の方法でお知らせします。

- 消防車両での広報や警鐘巡回
- 消防組合インスタグラム、町ホームページ、町公式 LINE 等

発令されたら各種媒体でご確認のうえ、すぐに火の使用を中止してください。

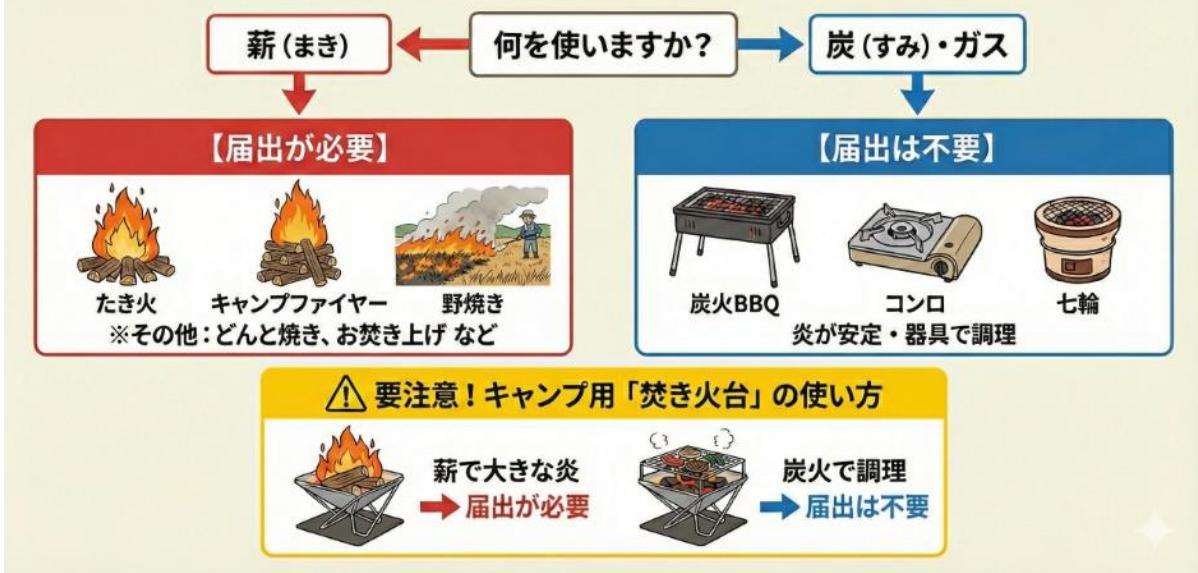
たき火などをする前に届出が必要です



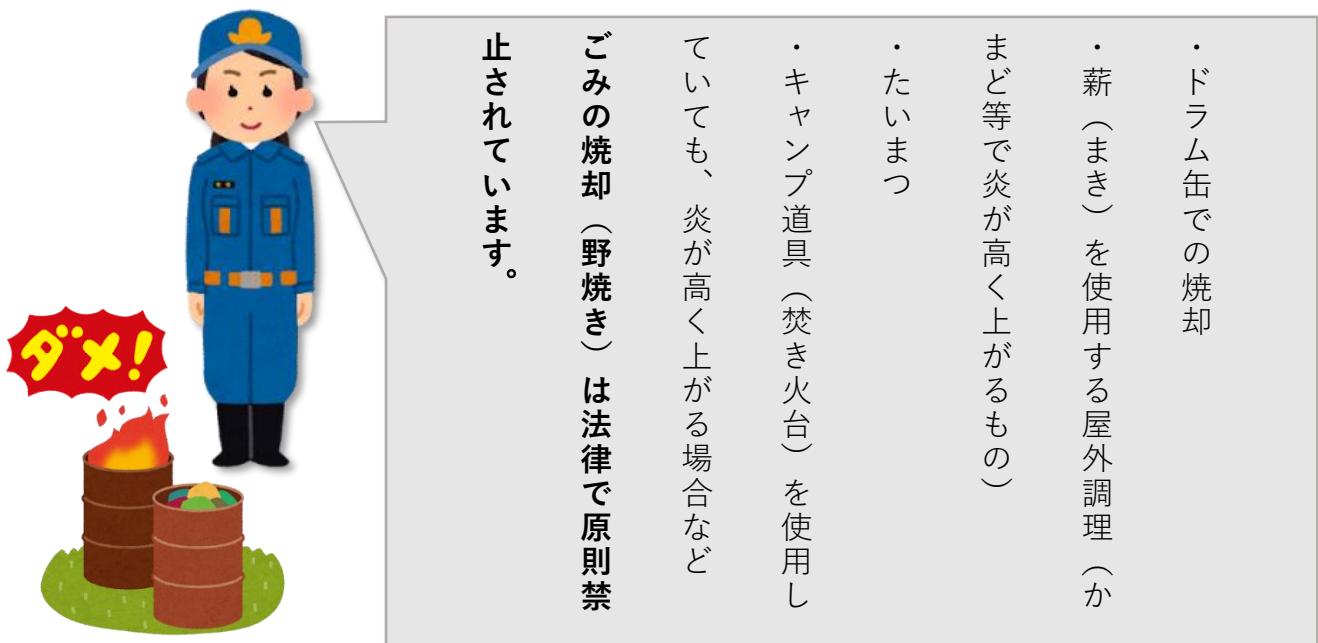
条例第 52 条に基づき、火災とまぎらわしい煙や火炎を発する行為(たき火を含む)をするときは、事前に最寄りの消防への届出をしてください。迷った時はご相談ください。



「たき火」の届出対象・判断ガイド



イラストにある以外にも、以下の行為は「火災とまぎらわしい煙や炎」が出るため、届出の対象となります。ただし、他の関係法令により屋外焼却が認められない場合は、届出を受理できないことがあります。



【届出先・お問い合わせ先】

静内消防署	新ひだか町静内こうせい町2丁目1-1	電話 0146-45-0050
三石支署	新ひだか町三石東蓬萊10-1	電話 0146-33-2224
新冠支署	新冠町字中央町5番地の3	電話 0146-47-2666

第10号様式（第6条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を
発するおそれのある行為の届出書

日高中部消防組合 消防長 様		年 月 日
届出者 住 所 (電話) 氏 名		
発生予定日時	自 至	
発 生 場 所		
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量		
目 的		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受付欄		※ 経過欄

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。